

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	東急建設株式会社	東京都渋谷区渋谷 1-16-14	1-020220

2. 指名停止措置期間

令和3年5月25日 から 令和3年7月24日 まで 2か月

3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設工事等

4. 事実概要

東急建設(株)及び同社社員は、東京都目黒区の病院建設工事において、労働者の労働災害を防止するために必要な措置を取らなかったとして、令和2年2月12日付けで労働安全衛生法違反により東京簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

上記事業者は、このことに関して、令和3年2月26日付けで国土交通省関東地方整備局長から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けた。

5. 指名停止理由

上記事実は、「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2第14号(1)に該当すると認められる。

参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2(抜粋)

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 14 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条の規定に基づく監督処分(第28条第1項第1号,第2号及び第3号に該当し,監督処分を受けたときを除く。)を受けたとき。 (1) 指示処分を受けたとき。 (2) (略)	当該認定をした日から 2月以上6月以内